

各機関におけるこれまでの障害者差別解消法に係る取り組みについて

1 各機関における差別解消や合理的配慮の取り組みについて

(1) 実施状況 (回答数 17/30 件)

- ・実施済 12 件
- ・実施予定 2 件
- ・検討中 2 件
- ・検討予定 1 件

(2) 具体的な取組

分類	内 容
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・知的制約のある方にも理解できるよう作成した、制度説明パンフレットを用意 ・来庁者用に、車いす及び筆談対応用のノートを設置 ・新採用職員への合理的配慮に係る研修を実施 ・障害者差別解消法道民フォーラムの開催 ・北海道では、毎年、「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」のスローガンの基、民間事業者の合理的配慮の義務化や障がいのある方やない方にとっての暮らしやすい地域づくりの推進等について広報周知している。 ※本年度は、札幌市、旭川市、函館市で開催 ※釧路管内では、令和4年11月5日、釧路市観光国際交流センターにおいて釧路市と共催で開催 ・新規採用職員修において、道条例や解消法の概要や合理的配慮の事例等を説明 ・点字ブロックの設置、出入口にスロープ設置、障害者対応トイレの設置 ・障がいを有する職員の相談窓口を設け、職員周知、定期面談にて意向確認 ・職員へ各種研修の受講（「障がい者雇用キーパーソン養成講習会」等）
福祉に関する事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの事業所において合理的配慮を実施 ・就労実現のための配慮を本人と作成し、障がい者雇用に係る企業、関係機関、家族等へ提案・助言を実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度からの合理的配慮の義務化に伴い、具体事例や提供範囲の例を含めた文書を今年度内に発出、周知予定 ・ノンステップバス導入促進、及び車いすの乗降研修や高齢者疑似体験研修の実施 ・スロープを備えたノンステップバスを導入し、高齢者や車いす利用者の乗降に係る負担軽減を図っている ・市内加盟事業者の全車両に「事業者名」「車番」が入った点字シールを貼付 ・「合理的配慮の義務化」ポスターを店舗へ送付し、提供例や、不当な差別的取り扱いの禁止を周知
障がい当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の際、動きやすいように大きな部屋を利用 ・機関誌を読みやすい字体にしている ・FMくしろへ出演し、体験の発表を実施 ・ポスターを貼っている ・個別に相談の実施
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学特別支援学校及び通常学級において、個々に合わせた支援や環境整備を実施

2 合理的配慮の具体的提供事例について（令和5年度）

（1）合理的配慮に関する相談や、実際に対応した事例（回答数 19/30件）

- ・ある 5件
- ・ない 14件

（2）合理的配慮に関する相談や実際に対応した事例の内容について

分類	相談内容	対応
行政機関	・納税や減免等の各種の相談対応 (窓口での対応)	聴覚障がいのある方が、納税や減免、サービス利用等に係る相談で来訪した際、 ・複数の職員で対応 ・手話通訳者の同席 ・個室での筆談対応を実施。
福祉に関する事業所等	・障がいのある利用者を雇用した企業先職員の理解不足により、利用者がメンタル不調を起こし、出社できなくなってしまった	・該当職員へ障がいへの理解をするよう指導したが、改善されなかったため、部署を変更した
当事者	・文字を書くのが難しい	・代筆を行う
	・メンバーそれぞれの特性がある	・特性に合わせて環境を整える
教育	・肢体不自由児の学びの場の環境整備に係る相談 ・特別支援学校相当の判定が出ている児童を小学校の特別支援学級で受け入れてほしいという要望	・新年度の小学校入学、中学校進学に向けて学びの場の環境整備について保護者・本人と話し合い、個人に合わせた対応方法について検討し、調整